2026 日本反核法律家協会 総会・意見交換会　|　2026年11月22日（日）

2026ソウル原爆国際民衆法廷の開催経過と韓国反核法律家協会の創設計画についてのご報告

朴 奎焄（パク・ギュフン）
弁護士

登壇者紹介 —— 朴 奎君 弁護士

学歴

2005	ソウル大学校 経済学部 卒業（法学副専攻）
2014	韓国放送通信大学校 日本学科 卒業
2021	韓国放送通信大学校 大学院 日本言語文化学科 修了（文学修士）
2023	九州大学 大学院法学府 修了（法学修士・国際公法専攻）

経歴

2007	第49回 司法試験 合格
2010	司法研修院 修了（第39期）
現在	法務法人 光化門 弁護士
	光云大学校 法学部 兼任教授
	大韓弁護士協会 日帝被害者人権特別委員会 委員
	大韓弁護士協会 国際人権特別委員会 委員
	大韓弁護士協会 国際委員会 日本小委員会 委員
	民主社会のための弁護士会（民弁） 過去史清算委員会 委員

韓国人原爆被害者 ——「三重の被害者」

約7万人

韓国人被爆者（1945年末推計）
広島 約5万人・長崎 約2万人

約4万人

うち死亡者（推計）
全死亡者のほぼ5人に1人

1,510人

存命の登録被爆者（2026年3月）
平均年齢 85.6歳

出典：原告側書面弁論書 第2部（大韓赤十字社の登録資料ほか）

1 **日本による不法な植民地支配と強制労働**
多くが徴用労働者として広島・長崎の軍需工場等に動員された

2 **米国による原爆投下**
交戦国でもない朝鮮の民間人が、無警告の核攻撃の犠牲に

3 **韓国政府の無関心と放置**
帰国後も長く支援なし。特別法の制定は被爆から71年後の2016年

開催経緯 —— 被爆者自身が求めた法廷

2015	NPT再検討会議に合わせ、韓国人被爆者が初めて米国の謝罪と賠償を公に要求
2015–16	米国裁判所での提訴可能性を調査 → 連邦不法行為請求法（FTCA）により困難との結論
2019.9	被爆者が民衆法廷の推進を決定し、「平和と統一を開く人々」（SPARK）に依頼
2023.6	陜川（韓国）で原爆国際民衆法廷 第1次国際討論会を開催
2024.6	広島で原爆国際民衆法廷 第2次国際討論会を開催
2026.11	**ソウルで開廷（11月13日〜15日）**

「被害者はいるのに、加害者がいない」 —— 原告 シム・ジンテ（韓国原爆被害者協会 陜川支部長）

なぜ民衆法廷なのか

民衆法廷
民間レベルでまず
米国の法的責任を問う

→

法的判断の蓄積
事実認定と国際法上の
違法性・国家責任の確認

→

制度上の裁判へ
韓国の
裁判所での提訴

- 米国の裁判所では、FTCAと主権免除の壁により直接の提訴が困難
- 被爆1世の残された時間を考えれば、事実上「最初で最後の機会」
- 被爆者が存在する33か国のうち、米国の法的責任追及に積極的に取り組んでいるのは韓国の被爆者だけ

2026ソウル原爆国際民衆法廷 —— 概要

日程	2026年11月13日（金）～15日（日）
会場	韓神大学校 神学大学院 チャペルホール （ソウル・水踰里キャンパス）
主催	平和と統一を開く人々（SPARK） 原爆国際民衆法廷 国際組織委員会
共同代表	ジョン・C・ウェスター大司教、平岡敬 元広島市長、 カン・ウイル 済州教区名誉司教
原告	ユン・イルナム ほか11名（韓国人原爆被害者）
被告	アメリカ合衆国
判事団	リチャード・フォーク（裁判長）、マージョリー・コーン、 イ・ソクテ、キャサリン・ギャラガー



3日間の審理

11.13（金）
被害事実と違法性

- **冒頭陳述**：朴奎君（原告代理人）
- **専門家証言**：オ・ウンジョン（ソウル大学人類学科）
- **被爆者の証言**：1世 パク・ジョンスン、チョン・ソジャ、パク・ユンギュ、シム・ジンテ、イ・ギヨル／2世 キム・ヒョンリュル（遺族代表）、ハン・ジョンスン
- **jus in bello の違法性**：マーニー・ロイド
- **jus ad bellum・現代国際法の違法性**：モニク・コルミエ
- **市民社会**：アン・ライト（Veterans for Peace）、メリッサ・パーク（ICAN事務局長）

11.14（土）
核被害と歴史・国際法

- **核被害者の証言**：松本滋恵（広島）、田中重光（長崎・日本被団協代表委員）、イサイア・モンゴンベ・モンビロ（コンゴ）、ベネティック・カブア・マディソン（マーシャル諸島）、メアリー・ディクソン（米ユタ）、アイゲリム・セイテノヴァ（カザフスタン）
- **国際法と被害者の権利**：ダニエル・リーティカー、フレデリック・メグレ、ヴェセラ・テルジエヴァ
- **歴史と植民地支配**：イ・サムソン（翰林大学名誉教授）、戸塚悦朗（弁護士・元龍谷大学教授）、マイケル・ジン（イリノイ大学シカゴ校）
- **核抑止の神話**：ウォード・ウィルソン（RealistRevolt）

11.15（日）
拡大抑止と予備判決

- **ニュルンベルク原則と国家責任**：マシュー・リップマン
- **第三者意見**：山田寿則（明治大学兼任講師、日本反核法律家協会理事）
- **拡大抑止の違法性**：レベッカ・シュート、エリック・ロス、コ・ヨンデ
- **非核化の憲法的根拠**：オ・ドンソク（亜洲大学）
- **最終弁論**：朴奎君（原告代理人）
- **予備判決・義務と勧告の言渡し**：判事4名が分担して朗読

法廷の様子



冒頭陳述 朴奎君（11/13）



アミカス・キュリエ 山田寿則（11/15）



閉廷後の集合写真（11/15）

原告の請求

法廷に求める判断

米国に対する請求

1. 広島・長崎への原爆投下は、当時の国際人道法（*jus in bello*）に違反する
2. 当時の開戦法規（*jus ad bellum*）にも違反する
3. 米国は国際責任を負い、被害者個人への金銭賠償を含む完全な賠償義務を負う（1907年ハーグ陸戦条約第3条ほか）
4. 原爆投下は現代国際法上も違法であり、核兵器のいかなる使用も国際人道法・人権法・環境法に違反する

日米韓 3か国政府に対する請求

1. 核兵器禁止条約（TPNW）への加入
2. NPT第6条および1996年ICJ勧告的意見に基づく、核軍縮に向けた誠実な交渉への積極的な貢献

予備判決（2026年11月15日）—— 主な判断

被害者・専門家31名の証言に基づく予備的判断。判事団：フォーク（裁判長）、イ・ソクテ、コーン（副裁判長）、ギャラガー

1945年当時の jus in bello 違反

不必要な苦痛の禁止、マルテンス条項、区別原則・無差別攻撃の禁止に違反し、軍事的必要性を超えた（化学兵器禁止違反にも合理的論拠）

現代国際法上も違法

核兵器のいかなる使用も違法。核抑止政策は国連憲章2条4項に違反する違法な武力の威嚇

1945年当時の jus ad bellum 違反

自衛権行使の要件である必要性・均衡性をいずれも充たさない

米国の国家責任と賠償義務

1907年ハーグ陸戦条約第3条に基づき、米国は韓国人被爆者に賠償する国際法上の義務を負う

戦争犯罪・人道に対する罪

1945年当時の慣習国際法上、都市の恣意的破壊（戦争犯罪）と民間人の計画的大量殺害（人道に対する罪）に当たる

賠償請求権は有効

サンフランシスコ平和条約にも1965年日韓請求権協定にも放棄・消滅されていない

予備判決 —— 義務と勧告（全19項目から）

米国

- 原爆投下の違法性・犯罪性と国家責任の承認
- 子孫を含む韓国人被爆者への遅滞なき公式謝罪
- 直接賠償義務の承認と、国家免除を含む法的・手続的障壁の除去

日本

- 不法な軍事占領・植民地支配、強制動員と差別に対する歴史的責任の承認と公式謝罪
- 国籍・居住地による差別のない医療・手当の保障（在日・在外韓国人と子孫を含む）

韓国

- 被爆者支援特別法を改正し、救済対象を子孫へ拡大
- 被爆者と子孫の実態の包括的調査、記録・証拠の確保

日米韓・核保有国ほか

- 賠償を実現する制度づくりの交渉と、国内裁判所での賠償請求を可能にする法的・制度的措置
- 米韓の拡大抑止と北朝鮮の核抑止政策の廃止、朝鮮半島平和協定
- 日韓のTPNW署名・批准

日韓の報道から

韓国｜ハンギョレ新聞
2026年11月16日（日本語版）


韓国で開かれた原爆国際民衆法廷、「米政府は韓国人被爆者に賠償を」

11/16(月) 10:54 配信 29

HANKYOREH

「原爆投下は戦争犯罪であり、人道に対する罪」 法的拘束力はないものの、原爆投下の責任を問う初の法廷　広島・長崎で朝鮮半島出身者が4万人死亡 「米政府を相手取り、正式に訴訟を起こす」

予備判決は原爆投下を、民間人への直接攻撃を禁じる国際法に違反した戦争犯罪と判断し、原告への賠償を命じたと報道

「国際民衆法廷の判決を足がかりに、近く韓国の裁判所に米政府を相手取った訴訟を起こす（原告代理人 朴奎煘）」

日本｜朝日新聞
2026年11月15日


朝日新聞

朝日新聞 ＞ 記事

原爆投下「国際法違反」 ソウルの民衆法廷、米国に謝罪と賠償求める

2026年11月15日 21時40分 有料記事

ソウル＝清水大輔 貝瀬秋彦 翁長忠雄

原爆投下は当時の国際法に違反していたとする予備判決を示し、米国に謝罪と賠償の義務があると勧告。最終判決は2027年7月に公表予定と報道

「原爆投下は明白な国際法違反だ（田中重光さん）」

今後の予定

2026年12月　ニューヨーク

TPNW第1回再検討会議サイドイベントで報告

会議：11月30日〜12月4日（国連本部）

報告：平和と統一を開く人々（SPARK）

→

2027年7月24日　オンライン

最終判決の言渡し予定

全ての書面・口頭証言を精査のうえ、最終判決をオンラインで発表

韓国反核法律家協会の創設計画

共同会長（予定）

朴 奎焄
弁護士

ク・リャンオク
弁護士（大阪弁護士会所属）／在日韓国人3世

最優先課題

2027年
韓国人被爆者が米国政府を相手取り、韓国の裁判所に損害賠償請求訴訟を提起する

韓国での対米訴訟 —— 主な法的論点

請求の根拠	1907年ハーグ陸戦条約第3条（交戦当事者の賠償責任）と、民衆法廷での事実認定・法的判断
サンフランシスコ平和条約	韓国は当事国でなく、日本の請求権放棄は韓国人被爆者に及ばない —— 予備判決も、請求権は同条約・1965年日韓請求権協定により消滅していないと判断
国家免除（主権免除）	最大の障壁。韓国には国家免除に関する法律がなく、慣習国際法として承認されている
手がかり	ソウル高裁2023年11月23日判決（「慰安婦」訴訟）：法廷地国の国民に対し法廷地国の領域内で行われた不法行為には国家免除を認めず —— 原爆事案への射程が核心的争点

「加害者のいない被害」を終わらせるために

- 民衆法廷の成果と資料を日韓の法律家に共有する
- 対米訴訟に向けて、日韓の反核法律家協会の連携を深める

ご清聴ありがとうございました